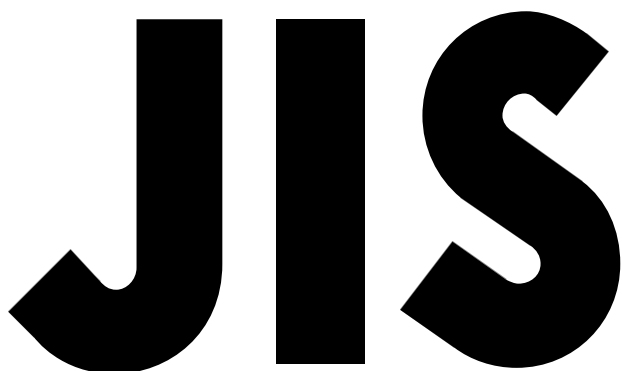




火力発電用語一
火力発電及び地熱発電を含む再生可能
エネルギー発電の蒸気タービン及び附属装置

JIS B 0127 : 2022

(JSA)

令和 4 年 11 月 21 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岩 本 光 正	東京工業大学名誉教授
(委員)	上 野 貴 由	一般社団法人日本電機工業会
	加 藤 有利子	一般財団法人電気安全環境研究所
	島 村 正 彦	一般社団法人日本電気計測器工業会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	西 原 敏 之	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	馬 場 旬 平	東京大学
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	南 裕 二	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	若 月 壽 子	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 45.9.1 改正：令和 4.11.21

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 4.11.21

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人火力原子力発電技術協会
(〒105-0014 東京都港区芝 2-31-15 北海芝ビル)

審 議 委 員 会：電気分野産業標準作成委員会（委員長 岩本 光正）

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 用語の分類.....	1
4 用語及び定義.....	2
解 説	51
索 引	56

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 0127:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

火力発電用語— 火力発電及び地熱発電を含む再生可能エネルギー 発電の蒸気タービン及び附属装置

Glossary of terms for power plants—Steam turbines and auxiliary equipment
for thermal and renewable energy including geothermal power plants

1 適用範囲

この規格は、火力発電及び地熱発電を含む再生可能エネルギー発電の蒸気タービン及び附属装置に関する用語について規定する。

なお、この規格の用語は、原子力発電用、コンバインドサイクル発電用、産業用及び機械駆動用に使用している蒸気タービン設備及び附属装置に適用してもよい。

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 用語の分類

機器の類別などによって次のように分類する。

a) 蒸気タービン及び附属装置

1) 蒸気タービン

1.1) 種類及び形式

1.2) 構造

1.3) 附帯設備

1.4) 運用・保守及び制御

1.5) 性能及び試験

1.6) 蒸気タービン一般

2) 復水装置

2.1) 種類及び形式

2.2) 構造

2.3) 附帯設備